南十二条西十二丁目		
南十二条西十三丁目		
南十二条西十四丁目		
南十三条西九丁目		
南十三条西十丁目		
南十三条西十一丁目		
南十三条西十二丁目		
南十三条西十三丁目		
南十三条西十四丁目		
南十四条西九丁目		
南十四条西十丁目		
南十四条西十一丁目		
南十四条西十二丁目		
南十四条西十三丁目		
南十四条西十四丁目		
南十五条西九丁目		
南十五条西十丁目		
南十五条西十一丁目		
南十五条西十二丁目		
南十五条西十三丁目		
南十五条西十四丁目		
南十六条西九丁目		
南十六条西十丁目		
南十六条西十一丁目		
南十六条西十二丁目		
南十六条西十三丁目		
南十六条西十四丁目		
南十七条西九丁目		
南十七条西十丁目		
南十七条西十一丁目		
南十七条西十二丁目		
南十七条西十三丁目		
南十七条西十四丁目		
		側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域	
平成二十九年十二月十八日から平成三十年十二月十七日まで	大阪府豊中市	西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番） 少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。） 少路二丁目 桜の町七丁目（五番から十一番まで） 向丘一丁目 向丘二丁目
		側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。

○外務省告示第三百九十九号

シンガポール共和国政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の批准書を平成二十九年八月二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年九月一日にシンガポール共和国について効力を生じた。

（平成二十九年八月二日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年十二月七日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第四百号

ブルンジ共和国政府は、平成十年七月十七日にローマで作成された「国際刑事裁判所に関するローマ規程」から脱退する旨を平成二十八年十月二十七日に国際連合事務総長に通告した。よって、同規程は、その第百二十七条1の規定に従い、平成二十九年十月二十七日にブルンジ共和国について効力を失った。

（平成二十八年十月二十八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年十二月七日

外務大臣　河野　太郎

○財務省告示第三百二十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十一月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月七日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七百十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆六千百十七億七千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で八千八十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆六千百三十六億三千八十五万七千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千八十六億千六百二十二万三千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年十一月六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭一厘五毛

十二　償還期限　平成三十年二月十三日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十九年十一月六日